

令和 6 年

監督処分庁： 静岡県

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社野村商店	代表者氏名	代表取締役 野村 勝也
主たる営業所の所在地	静岡県伊東市和田一丁目9番16号		
許可番号	静岡県知事許可 第32145号	許可を受けている建設業の種類	般-04 土、建、大、左、と、石、屋、夕、鋼、筋、 舗、しゅ、板、ガ、塗、防、内、絶、水、解

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和6年4月16日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項本文(同法第3条第1項該当)		
処分の内容	<p>建設業法第28条第1項の規定に基づく指示</p> <p>1 今回の違反行為の再発を防止するため、以下の事項について必要な措置を講ずること。</p> <p>(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。</p> <p>(2) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修計画を作成し、役職員に対し継続的に研修を行うこと。</p> <p>2 上記1(1)から(2)までについて講じた措置(上記1に係る措置以外に講じた措置がある場合には、これを含む。)を令和6年5月2日(木)までに文書により報告すること。</p>		
処分の原因となった事実	建設業法違反(無許可営業所での営業)		
その他参考となる事項	株式会社野村商店は、建設業許可における営業所の届出を行っていないにもかかわらず、御殿場市に設けた御殿場営業所において、常時建設業の営業を行った。 このことが、建設業法第3条第1項に違反し、同法第28条第1項本文に該当するものと認められる。		